

日付：令和5年2月2日

○石巻市総合体育館条例施行規則

令和4年4月1日規則第44号

石巻市総合体育館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、石巻市総合体育館条例（平成22年石巻市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可申請)

第2条 条例第6条第1項に規定する許可の申請は、個人利用の場合にあつては口頭で、貸切り利用の場合にあつては次に掲げる期間内に、指定管理者に、石巻市総合体育館利用許可申請書（様式第1号）により申請しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 主競技場 利用しようとする日（以下「利用日」という。）の6か月前から7日前まで

(2) 第1武道場、第2武道場、弓道場、会議室、ミーティングルームA、ミーティングルームB及び役員室 利用日の6か月前から2日前まで

(特別設備等の許可申請)

第3条 条例第8条の規定による許可の申請は、石巻市総合体育館特別設備等許可申請書（様式第2号）により申請しなければならない。この場合において、申請者は、前条の申請と併せて行わなければならない。

(利用許可書等の交付)

第4条 指定管理者は、前2条の規定による申請を許可したときは、石巻市総合体育館利用許可書（様式第3号）を交付する。

2 個人で利用する者（以下「個人利用者」という。）には、利用料と引換えに石巻市総合体育館個人利用券（様式第4号）又は石巻市総合体育館個人利用回数券（様式第5号、以下「回数券」という。）を交付する。この場合において回数券は、再交付しないものとする。

(利用許可の変更等)

第5条 前条第1項の許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可された事項を変更又は利用を取消しようとするときは、指定管理者に前条の利用許可書を添付し、石巻市総合体育館利用許可変更（取消）申請書（様式第6号）により申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請をやむを得ないものと認めたときは、石巻市総合体育館利用許可変更（取消）承認書（様式第7号）を利用者に交付する。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、石巻市総合体育館（以下「総合体育館」という。）又はその敷地内において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容定員を超えて入館させないこと。
- (2) あらかじめ指定された場所以外で飲食及び喫煙をさせないこと。
- (3) 許可を受けた者のほかは、物品の販売、金品の寄附、募集等の行為をさせないこと。
- (4) 許可なく火気等の使用をさせないこと。
- (5) 許可なく広告物の掲示、配布等の行為をさせないこと。
- (6) 他人の迷惑となるような行為をさせないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

(入館者の遵守事項)

第7条 入館者(個人利用者を含む。以下同じ。)は、総合体育館及びその敷地内において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定の場所以外で飲食及び喫煙をしないこと。
- (2) 総合体育館及びその敷地内を清潔に保つこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑をかけないこと。
- (4) 指定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

(管理上の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるおそれがあると認められる者又はこれらに相当すると認められる物品、動物の類を携行する者
- (2) めいてい者及び館内の秩序を乱し、又は乱すおそれのある者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合体育館の管理運営上支障があると認められる者

(設備器具の利用料金)

第9条 条例別表の規定による設備器具の利用料金は、別表第1のとおりとする。

(利用料金の減免)

第10条 条例第12条の規定による利用料金の減免は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、石巻市総合体育館利用料金減免申請書(様式第8号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第11条 条例第13条ただし書の規定による利用料金の還付は、次に定めるところによる。

- (1) 利用者が自己の責めによらない理由で利用できなかった場合は、納入した利用料金の全額を還付する。
- (2) 利用者が使用日の30日前までに利用の取りやめを届け出た場合は、納入した利用料金の全額を還付する。
- (3) 利用者が利用日の7日前までに利用の取りやめを届け出た場合は、納入した

利用料金の5割に当たる額を還付する。

2 前項の規定による利用料金の還付を受けようとする者は、石巻市総合体育館利用料金還付申請書（様式第9号）を指定管理者に提出しなければならない。

（破損等の届出）

第12条 利用者及び入館者は、施設、設備、器具等を破損し、汚損し、又は紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

（利用後の点検）

第13条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに指定管理者に報告し、点検を受けるものとする。

（指定管理者の指定の取消し等に伴う規定の読替え）

第14条 条例第17条第1項の規定により、市長が総合体育館の管理及び使用料の徴収に関する業務を行うときは、第2条から第8条までの規定中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条（見出しを含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第10条の見出し及び同条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第10条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条の見出し及び同条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条及び前条中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表第1中「利用料金」とあるのは「使用料」と、様式第1号から様式第7号までの規定中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「石巻市長」と、様式第8号及び様式第9号中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「石巻市長」とする。

（様式の特例）

第15条 指定管理者は、第2条から第5条まで並びに第10条及び第11条の規定にかかわらず、これらの規定に定める様式に代えて、市長の承認を得て当該指定管理者が定めた様式を使用することができる。

（補則）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（石巻市総合体育館使用料規則の廃止）

2 石巻市総合体育館使用料規則（平成24年石巻市規則第10号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の日の前日までに、石巻市総合体育館管理規則（平成24年石巻市教育委員会規則第4号）及び石巻市総合体育館使用料規則の規定によりなされた利用の申請、利用の許可手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたも

のとみなす。

別表第1（第9条関係）

設備器具名称	単位	利用料金	備考
放送設備	一式	1,050円	1回につき
電光採点板	1組	710円	1回につき
フロアシート	1本	80円	1回につき
長机	1脚	30円	1回につき
折り畳み椅子	1脚	10円	1回につき

備考

- 1 1回とは、午前、午後、夜間、時間外の区分による。
- 2 高校生以下の者が利用する場合は、それぞれの利用料金の2分の1の額とする。
- 3 入場料を徴収して利用する場合は、それぞれの利用料金の2倍に相当する額とする。

別表第2（第10条関係）

	減免範囲	減免率
1	市又は教育委員会が主催し、又は主体となって利用する場合	100%
2	中学校体育連盟が生徒の教育目的のため競技会に利用する場合	100%
3	市立の学校が児童・生徒の教育目的のために利用する場合で、教育委員会が特にその必要を認めた場合	100%
4	高等学校体育連盟等が主催し、又は主体となって利用する場合	50%
5	競技団体が市民を対象にした競技会又は指導育成を目的とした講習会・研修会に使用する場合	50%
6	市又は教育委員会が行政施策上積極的に共催する競技会に利用する場合	50%
7	市又は教育委員会が行政施策上積極的に後援する競技会に利用する場合	25%
8	その他指定管理者が公益上必要と認める場合	100%

備考

- 1 減免額に100円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てる。
- 2 中学校体育連盟、高等学校体育連盟等の教育団体の減免は、主催する公式競技会に利用する場合を対象とする。

様式第1号（第2条関係）

石巻市総合体育館利用許可申請書

年 月 日

指定管理者（あて）

申請人 住所  
 団体名  
 氏名  
 電話

石巻市総合体育館を利用したいので、石巻市総合体育館条例施行規則第2条の規定により次のとおり申請します。

利用目的	入場料	
	有	無
利用日時	自 年 月 日（曜日）時から 時まで 至 年 月 日（曜日）時から 時まで	
利用内容	1 アマチュアスポーツ 2 その他の催物 ア 営利を目的とする イ 営利を目的としない	
利用施設	1 主競技場 全・半 2 武道場（ ） 3 弓道場 4 会議室（ ） 5 ミーティングルーム（ ） 6 役員室	
利用設備器具		
特別設備	有・無	入館予定人員 人
利用料計算表		
	計算内訳	金額
※ 施設利用料		円
※ 設備器具利用料		円
※ 減免金額	石巻市総合体育館利用料 減免基準別表 により 割の減免	円
※ 納入金額		円
※印の欄は記入しないでください。		

注 暴力団の利益となる利用を制限するため、利用の許可の決定に当たり、暴力団員による利用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署に照会することがあります。

様式第2号（第3条関係）

石巻市総合体育館特別設備等許可申請書

年 月 日

指定管理者（あて）

申請人 住所  
団体名  
氏名  
電話

石巻市総合体育館条例施行規則第3条の規定により特別設備等について、次のとおり申請します。

利用目的	
利用日時	自 年 月 日（曜日）時から 時まで 至 年 月 日（曜日）時から 時まで
設置施設	
設置を必要とする理由	
特別設備等の名称・数量	
設備配置図	

様式第3号（第4条関係）

石巻市総合体育館利用許可書

許可番号 号  
年 月 日

(申請者) 住所

団体名

氏名

様

指定管理者

印

年 月 日付けで申請のあった石巻市総合体育館の利用について次のとおり許可します。

利用目的	入場料	
	有	無
利用日時	自 年 月 日 (曜日) 時から 時まで 至 年 月 日 (曜日) 時から 時まで	
利用内容	1 アマチュアスポーツ 2 その他の催物	ア 営利を目的とする イ 営利を目的としない
利用施設	1 主競技場 全・半 3 弓道場 5 ミーティングルーム ( ) 6 役員室	2 武道場 ( ) 4 会議室 ( )
利用設備器具		
特別設備	有・無	入館予定人員 人
利用料計算表		
	計算内訳	金額
※ 施設利用料		円
※ 設備器具利用料		円
※ 減免金額	石巻市総合体育館利用料 減免基準別表 により 割の減免	円
※ 納入金額		円
※印の欄は記入しないでください。		

様式第4号 (第4条関係)  
個人利用券

No.  個人利用券  小・中・高校生  ¥	No. 石巻市総合体育館  個人利用券  小・中・高校生      1人1回  ¥ (当日限り有効です。)
--	---

← 5.5cm      5.5cm →

↑ 4cm

  

No.  個人利用券  一般・学生  ¥	No. 石巻市総合体育館  個人利用券  一般・学生      1人1回  ¥ (当日限り有効です。)
--	---

様式第5号 (第4条関係)  
個人利用回数券

石巻市総合体育館      No.  個人利用回数券 (一般・学生)  11回分      ¥	石巻市総合体育館      No.  個人利用回数券 (小・中・高校生)  11回分      ¥
~~~~~	~~~~~
~~~~~	~~~~~
石巻市総合体育館      No.  個人利用回数券 (一般・学生)  ¥	石巻市総合体育館      No.  個人利用回数券 (小・中・高校生)  ¥

(注) 寸法、デザイン等については、その都度定める。

様式第6号（第5条関係）

石巻市総合体育館利用許可変更（取消）申請書

年 月 日

指定管理者（あて）

申請人 住所  
 団体名  
 氏名  
 電話

次のとおり許可事項を変更したいので、石巻市総合体育館条例施行規則第5条第1項の規定により次のとおり申請します。

許可年月日		年 月 日	許可番号	号
変更 (取消) 内容	利用日時	自 年 月 日（曜日）時から 時まで 至 年 月 日（曜日）時から 時まで		
	利用内容	1 アマチュアスポーツ      ア 営利を目的とする 2 その他の催物              イ 営利を目的としない		
	利用施設	1 主競技場 全・半              2 武道場（      ） 3 弓道場                          4 会議室（      ） 5 ミーティングルーム（      ） 6 役員室		
	利用設備器具			
	特別設備	有・無	入館予定人員	人
理由				
既納利用料		円	納付年月日	年 月 日

- (注) 1 取消しの場合は、理由の欄のみを記入してください。  
 2 内容変更の場合は、変更する欄のみを記入してください。

様式第7号（第5条関係）

石巻市総合体育館利用許可変更（取消）承認書

年 月 日

（申請者）住所

団体名

氏名

様

指定管理者

印

年 月 日付で申請のあった施設の利用内容変更（取消）について、  
次のとおり承認します。

許可年月日		年 月 日	許可番号	号
変更 (取消) 内容	利用日時	自 年 月 日（曜日） 時から 時まで 至 年 月 日（曜日） 時から 時まで		
	利用内容	1 アマチュアスポーツ 2 その他の催物	ア 営利を目的とする イ 営利を目的としない	
	利用施設	1 主競技場 全・半 3 弓道場 5 ミーティングルーム（ ） 6 役員室	2 武道場（ ） 4 会議室（ ）	
	利用設備器具			
	特別設備	有・無	入館予定人員	人
	理由			
既納利用料	円	納付年月日	年 月 日	
変更後利用料	円			
追加・還付対象利用料	円			

様式第8号（第10条関係）

石巻市総合体育館利用料金減免申請書

年 月 日

指定管理者（あて）

住所  
申請者 団体名  
氏名  
電話

石巻市総合体育館条例第12条及び石巻市総合体育館条例施行規則第10条第2項の規定により、利用料金の減免を申請します。

利 用 目 的					入場料	
					有	無
利 用 日 時	自	年	月	日（曜日）	時から	時まで
	至	年	月	日（曜日）	時から	時まで
減 免 の 理 由						
添 付 書 類						
※ 減 免 割 合						
※ 減 免 金 額						

※印欄は、記入しないでください。

様式第9号（第11条関係）

石巻市総合体育館利用料金還付申請書

年 月 日

指定管理者（あて）

住所  
申請者 団体名  
氏名  
電話

石巻市総合体育館条例第13条ただし書及び石巻市総合体育館条例施行規則第11条第2項の規定により、利用料金の還付を申請します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	号
還付理由			
既納利用料金	施設	設備器具	計
	円	円	円
※ 還付額	円 全額・5割		

※印欄は、記入しないでください。